

危機管理における国際的連携に関する原則（概要）

1. 当局は、その介入が財政に与える影響に留意しつつ、可能な限り、
 - 金融機関が慎重に行動するインセンティブを維持する。
 - 民間セクターによる解決を促し、公的セクターの介入は金融安定の維持に必要な場合に限る。
 - バーゼル合意の精神に則って、国際的に同等な競争条件を維持する。
2. 本国当局は、金融危機に際して協調した行動をとるための実務的障害を検討するため、主要な進出先当局との作業を主導する。

当局は、金融危機に備え、次のことを行う：

3. 国境を越えた金融危機の管理のための共通支援ツールを策定すること。
4. 特定の金融機関についての深刻なストレスに対処する際に起こりうる個別の問題や協調した行動への障害につき共同で検討するため、少なくとも年に一回会合すること。
5. 本国当局は、当該金融機関がシステム上の重要性を持つ全ての国が、中核的カレッジの関係当局により策定された危機管理のための枠組みについて、常に情報を共有されていることを確保すること。
6. 法的枠組み及び守秘義務が許す限り、次の情報を最低限共有すること。
 - 流動性管理やリスク管理の一元化等から生ずる、法律上、財務上及び業務上のグループ内の依存関係を含む、当該金融機関のグループ構造。
 - 当該金融機関が業務を行う国・地域における当該金融機関と金融システム（例：市場、インフラ）の間の相関関係。
 - 当該金融機関の緊急時の資金調達枠組み
 - 当該金融機関が業務を行っている国の法的枠組み及び銀行破綻処理手続に起因する、協調した解決への潜在的障害。
7. 金融危機管理にあたって当局が必要とする情報を金融機関が適時に提供できることを確保すること。

8. 破産処理の事態にも対応できる危機管理計画・手続を備えるとともに、その正確性や十分性を定期的に点検するよう、金融機関に対し強く促すこと。
9. 金融機関が、ストレス下の市場シナリオにおいても用いることができるよう、常に更新された堅固な資金調達計画を備えていることを確保すること。また、当局は、その計画を検証するにあたり、各国当局がどのような対応をするかについての想定もあわせて共同で検討すること。
10. 国際協調の下での効率的な破綻処理について、危機管理計画を策定するにあたり特定された、実際上の障害の除去に努めるとともに、必要な場合には共同で作業すること。また、その問題が他の金融機関にも広範な影響を及ぼす可能性のあるものであることが明らかになった場合には、それをFSFや他の関係国際機関に報告すること。

当局は、金融危機管理に際し、次の事を行う：

11. 事前に準備された情報、取極め及び計画に基づき、その危機が他国の金融システムや実体経済に与える影響を考慮し、国際的に協調した解決策を見出すよう努めること。
12. 合意された枠組みを利用して、そのシステム的な影響に関する自国の行った評価を共有すること。
13. 破綻処理の成功の見込みを実質的に損なうことなく、かつ、守秘義務の適用に服しつつ、当初の段階から、関係当局と実務上可能な限り自発的に情報を共有すること。
14. 十分に協調した解決策が不可能な場合は、自国の措置につき他の関係当局と可能な限り早期に討議すること。
15. その明確性及び協調に資するよう、他の影響を受ける国・地域の適切な当局との間で、対外発表に関する計画を共有すること。